

# モノづくり産業の振興 ～産業高度化・事業革新促進地域～



## 沖縄のモノづくり環境

- 共同研究施設の活用促進とあわせて、インキュベーション施設、リサーチパークを整備
- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)、琉球大学、沖縄高専
- 自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等のソフトパワーが重要な産業資源

## 目指す姿

- ものづくり産業が沖縄県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長
- OISTや琉大、沖縄高専等を核とした産学官連携により、生み出される研究開発成果を活用した新事業・新産業を創出し、国際的な「知的・産業クラスター」の形成
- 環境関連産業の集積、海洋資源調査・開発の支援拠点の形成

## 産業高度化・事業革新促進地域

- ① 投資税額控除(機械装置・器具備品15%、工場用の建物等・附属設備8%)

※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品:100万円超(建物等は1,000万円)

- ② 特別償却(機械装置・器具備品34%、工場用の建物等・附属設備20%)

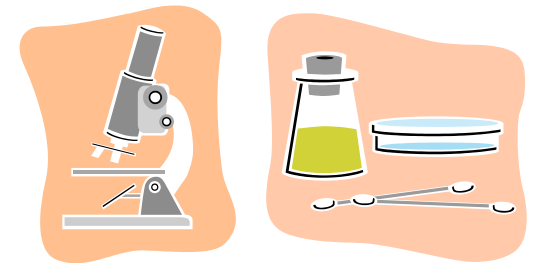
※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価格 機械装置・器具備品:100万円超(建物・附属設備は1,000万円)

<①と②は選択制> ※適用には県知事の認定が必要。

- ③ その他、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



※対象資産

機械装置及び器具備品(開発研究用器具備品を含む)

※対象業種

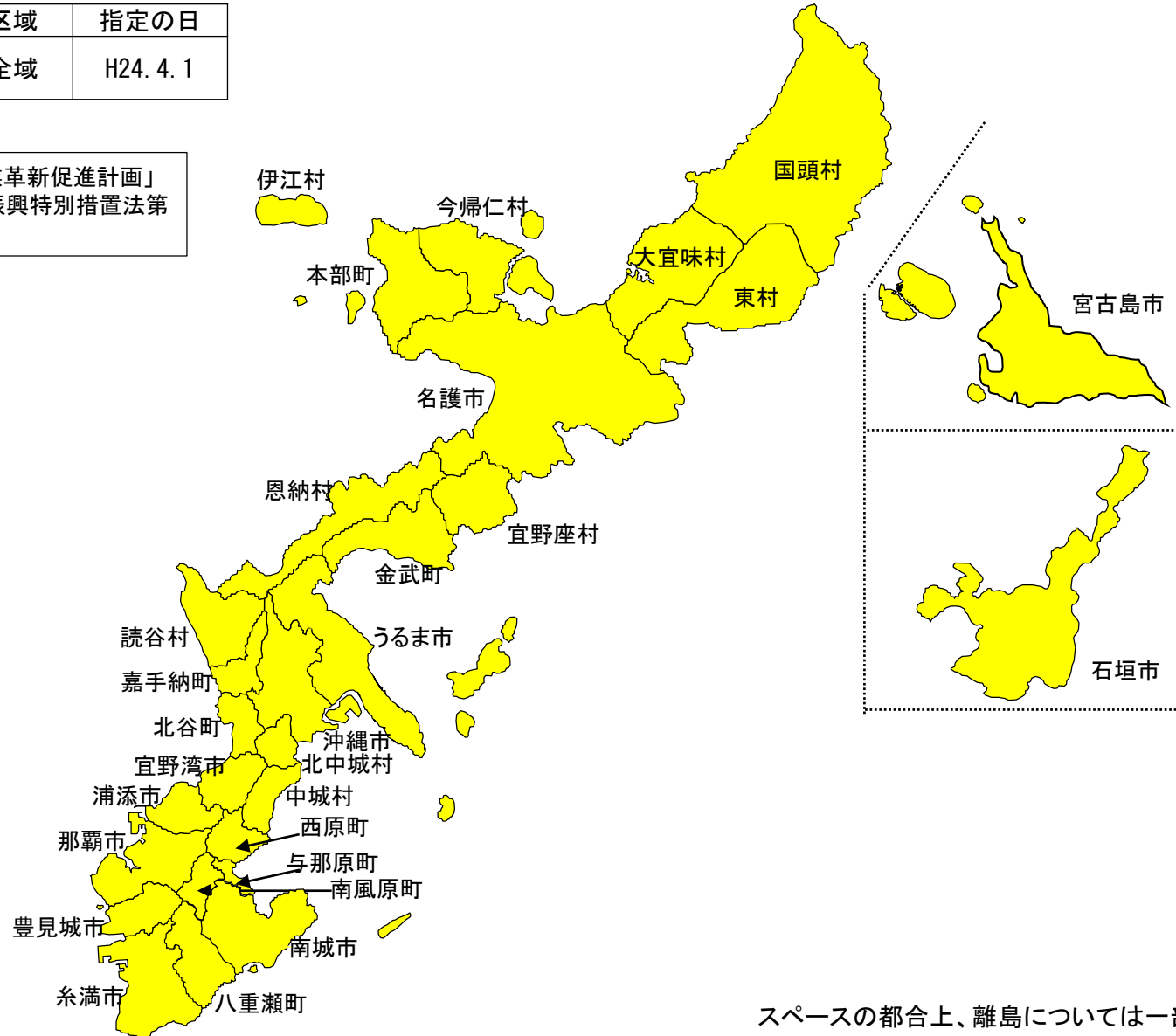
製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、エンジニアリング業、機械設計業、自然科学研究所、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業 等

# 産業高度化・事業革新促進地域の区域



地域	対象区域	指定の日
産業高度化・事業革新促進地域	県内全域	H24. 4. 1

沖縄県知事が作成する「産業高度化・事業革新促進計画」のなかで地域の区域が定められる(沖縄振興特別措置法第35条)。



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。